

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金実施要領

平成31年4月1日制 定
令和2年4月1日一部改正
令和2年6月30日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年3月29日一部改正
令和5年6月2日一部改正
令和6年3月21日一部改正
令和7年3月12日一部改正
令和8年3月26日一部改正

(通則)

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第22条の規定に基づき、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

第1 事業の種類

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金の事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) こどもの貧困対策市町村事業
- (2) こどもの貧困対策沖縄県事業
- (3) こどもの貧困対策その他事業

第2 実施主体

こどもの貧困対策市町村事業の実施主体は、沖縄県内の市町村（一部事務組合を含む。）とし、こどもの貧困対策沖縄県事業の実施主体は、沖縄県とし、こどもの貧困対策その他事業の実施主体は、本実施要領の「第4 事業の内容」中、「3. こどもの貧困対策その他事業」で定める団体とする。

なお、これらの事業の全部又は一部を関係団体、NPO 法人等へ委託することができる。

第3 対象者

沖縄こどもの貧困緊急対策事業（以下「本事業」という。）の対象者は、こども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。）であって生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者（生活保護受給世帯のこどもを含む。）又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象者（生活保護受給世帯のこどもを含む。）（以下「生活困窮世帯のこども」という。）とする。

第4 事業の内容

1. こどもの貧困対策市町村事業

(1) こどもの貧困対策支援員事業

ア. こどもの貧困対策支援員配置事業

(ア) こどもの貧困対策支援員配置事業において実施する内容

こどもの貧困対策支援員（以下「支援員」という。）は、地域に出向いてこどもの貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、こどもの居場所づくりを行う NPO 法人等の関係機関との情報共有を行うとともに、ひとり親世帯への働き口の紹介や養育費の状況を確認し必要に応じて公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会等の相談支援機関につなぐなど、こどもを支援につなげるための調整を行う。また、居場所の担い手を確保するなどして、新たなこどもの居場所づくりの準備等を行う。

(イ) 事業の対象者

こどもの貧困対策支援員の支援の対象となるこどもは、生活困窮世帯のこどもとする。

イ. 支援員養成研修市町村事業

地域の実情に応じて、支援員の養成・技術向上のための研修を行う。

(2) こどもの居場所の運営支援事業

ア. こどもの居場所の運営支援事業

(ア) こどもの居場所の運営支援事業において実施する内容

安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、こどもに以下の支援の全部又は一部を提供する。なお、利用者が、身体的・心理的理由若しくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると沖縄県又は市町村が判断する場合は、同支援の一部又は全部について、情報通信機器の使用、物資の配布及び家庭訪問（以下「情報通信機器等」という。）により支援を実施することができる。ただし、この場合において、情報通信機器等以外の方法で支援を実施しようとする場合は、内閣府と事前に協議するものとする。

① 食事の提供や共同での調理

配食サービスの利用や、食育活動等を通じ施設内で調理を行い実施する食事の提供

② 生活指導

衛生の保持、身の整理整頓、あいさつ、共同での作業などの生活習慣や対人関係の指導

③ 学習支援

④ 就学継続のための支援

高等学校進学後の就学を継続するための総合的な支援

⑤ キャリア形成等支援活動

年に数回程度、高校・専門学校・大学体験ツアーや地元企業等と連携した職場体験、ボランティアが開催するコンサート等への参加などの芸術活動等の体験学習等

(イ) 開所時間

地域の実情に応じて開所することとし、夜間まで開所することも差し支えない。なお、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、こどもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

(ロ) 支援の対象者

生活困窮世帯のこどもを中心とするが、利用することのこどもの心情に配慮し、それ以外の者が一緒に利用しても差し支えない。ただし、中心となるべき利用者はあくまで生活困窮世帯のこどもであることに留意すること。

イ．拠点型こどもの居場所の運営支援事業

(ア) 拠点型こどもの居場所の運営支援事業において実施する内容

安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、一般的な居場所では対応が困難なこども（不登校、ひきこもり、発達障害、非行のこども等）及びその保護者に対し、ソーシャルワーク（注）を行うとともに、こどもの状況に応じて、こどもの居場所の運営支援事業で実施する①～⑤の全部又は一部について、手厚い専門的支援に努めるものとする。（必須）なお、利用者が、身体的・心理的理由若しくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると沖縄県又は市町村が判断する場合は、同支援の一部又は全部について、情報通信機器等により支援を実施することができる。ただし、この場合において、情報通信機器等以外の方法で支援を実施しようとする場合は、内閣府と事前に協議するものとする。

（注）こどもとその保護者が抱える課題を包括的に理解するアセスメント、社会資源への仲介・調整、支援・援助等。

(イ) 開所時間

地域の実情に応じて開所することとし、夜間まで開所することも差し支えない。なお、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、こどもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

(ウ) 支援の対象者

生活困窮世帯のこどもであって一般的な居場所では対応が困難なこども（不登校、ひきこもり、発達障害、非行のこども等）。

(エ) 職員の配置

- ・社会福祉士等のソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置する。非常勤も可とするが、勤務体制は事業の目的を踏まえ、適確なソーシャルワークを実施できるものとなるよう留意すること。（必須）

※ 職員が社会福祉士の資格を有しておらず、「社会福祉士等のソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者」に該当するか否かを判断するに際しては、内閣府に事前に協議を行うものとする。

- ・学習支援を行う際は、教員免許又は学習塾での指導経験を有するなど、学習支援に係る専門的知識及び技術を有する者を配置することが望ましい。
- ・中高生を対象に、個別に職業観の醸成や進学・進路相談などのキャリア形成等支援を行う際は、キャリアコンサルタント等のキャリア形成支援に係る専門的知識及び技術を有する者を配置することが望ましい。

ウ．若年妊産婦の居場所の運営支援事業

(ア) 若年妊産婦の居場所の運営支援事業において実施する内容

安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、若年妊産婦（おおむね18歳以下の妊

産婦をいう。以下同じ。) に対し、①出産・育児に関する相談・指導、②家計管理に対する助言、③就労のための支援等、安定した生活を営むための自立の支援を行う(必須)とともに、こどもの状況に応じて、こどもの居場所の運営支援事業で実施する①～⑤の全部又は一部について、手厚い専門的支援に努めるものとする。なお、利用者が、身体的・心理的理由若しくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると沖縄県又は市町村が判断する場合は、同支援の一部又は全部について、情報通信機器等により支援を実施することができる。ただし、この場合において、情報通信機器等以外の方法で支援を実施しようとする場合は、内閣府と事前に協議するものとする。

(イ) 開所時間

地域の実情に応じて開所することとし、夜間まで開所することも差し支えない。なお、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、こどもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

(ロ) 支援の対象者

生活困窮世帯のこどもであっておおむね18歳以下の若年妊産婦とする。ただし、若年妊産婦の居場所において支援を受けた若年妊産婦が養育する乳幼児がおおむね3歳となるまでは、若年妊産婦の年齢にかかわらず、継続して支援を行うことができるものとする。

(ハ) 職員の配置

助産師、保育士、看護師などの母子保健に関する専門的な知識及び技術を有する者を配置する。(必須)

エ. 専門家派遣事業

居場所職員だけでは対応することが困難な個別課題に対応するため、知見を有する専門家を居場所に派遣し、より具体的、個別的な支援を行う。

- ・派遣する専門家は、社会福祉士、理学療法士、ファイナンシャルプランナー等各種資格を有する者の他、地元企業の経営者など、居場所が抱える個別課題についての専門的な知識・技術又は十分な経験を有する者とする。
- ・派遣は、個別課題が生じている間、必要に応じて行うこととする。

オ. 居場所職員養成研修市町村事業

地域の実情に応じて、居場所職員の養成・技術向上のための研修を行う。

(3) 地域の連携協議会運営事業

地域での連携を促進するため、支援員や居場所の関係者、学校、その他関係機関や関係団体で構成する協議会を開催する。

(4) 居場所の連絡会運営事業

(ア) 居場所の連絡会運営事業において実施する内容

個々の居場所の取組やノウハウの共有、居場所間のネットワークの形成、外部団体からの寄付等の受け入れ等、地域における居場所の連携を図り、機能の強化や地域社会とのつなが

りを促進するため、以下の全部又は一部を実施する。

①連絡会の開催（必須）

居場所、経済団体、関係組織等のネットワーク形成を促進し、課題の共有、解決に向けた意見交換、政策提言等を通じて居場所事業の更なる推進を図る。

②居場所への情報提供

居場所の運営上の工夫、取組事例等の共有。

③居場所からの相談の支援

居場所事業者の運営の充実、運営課題に対応した相談・支援の実施。

④地域における支援の申し出の受付やマッチング

地域の企業等からの支援の申し出に対する窓口の機能を担うとともに、支援を希望するこどもの居場所とのマッチングを行う。

⑤人材育成研修の実施

居場所の運営上の課題を踏まえ、その解決に必要な知識や技術の研修を行う。

(イ) その他

連絡会の参加対象は、本事業によりこどもの居場所事業を行っている者を主たる対象として想定しているが、取組事例の共有や課題の解決を図る上で、本事業以外の財源により取り組んでいる事業者を加えた方が良いと思慮される場合は、当該事業者を連絡会に加えても差し支えない。

(5) 地域の体験活動等との連携事業

生活困窮世帯のこどもに対し、居場所だけでなく、地域が連携してこどもたちを育てる関係を構築し、体験活動や習い事等に触れる機会をつくることで、学ぶ意欲や生きる力が向上することが期待されることから、モデル事業を実施し事業効果を検証する。

(ア) 地域の体験活動等との連携事業において実施する内容

地域の体験活動（キャンプ、自然体験、沖縄国際交流体験促進事業等）、習い事（空手、琉球三線等）に参加し、地域でこどもの育成に携わる者からも挨拶・礼儀などを含めた指導を受けることにより、こどもの自主性・積極性を伸ばし、自己肯定感を向上させることを目的とする。事業効果の検証を行うため、モデル事業として実施。

(イ) その他

- ・体験活動等の実施主体は、沖縄県内で地域の体験活動及び習い事に関する良質な指導・教育を行う事業者で、市町村長が適当と認めたものとする。
- ・こどもの居場所の運営支援事業で学習支援を行っていることなどから、学習塾における学習支援は体験活動に含まないこととする。
- ・体験活動や習い事等の種類は、こども1人につき1種類、週1回程度を目安とし、その費用は対象者1人につき月額1万円を上限とする。
- ・習い事又は体験活動を実施する際に必要不可欠な道具又はユニフォーム等の関連費用については、可能な限り体験活動等の実施主体から生徒に無償提供又は無償貸与してもらうよう努め、やむを得ない事情がある場合は、月額1万円に体験活動等の実施月数を乗じた額から月謝・参加費等を控除した額を上限に、対象としても差し支えない。

(6) スクリーニング普及促進事業

沖縄県が進める、小学校等において、児童等を対象に、出欠の状況、学習状況、生活状況、家庭の経済状況などを把握し、支援の必要が高いと思われるこどもを抽出し、校内のチーム会議で対応を検討するスクリーニングの普及促進を行う。

このため、スクリーニングを導入する予定の市町村が、導入調整を行う職員の配置、スクリーニングの導入の際に必要な小学校等の教師等に対する研修の実施、小学校等からのスクリーニング導入に係る相談対応等を行う。

(ア) スクリーニング普及促進事業において実施する内容

- ・市町村内の小学校等の教師等に対して、スクリーニングの意義や目的、スクリーニングの実施方法などに関する研修を実施する。
- ・小学校等からスクリーニング導入に関する相談の対応を行う。
- ・その他スクリーニングの導入の際に必要な対応を行う。

(イ) 職員の配置

スクリーニングを導入するに際し、必要な教育又は福祉に関する専門的な知識又は経験を有する者を配置する。

(ウ) その他

教育委員会の職員を減らして、スクリーニング普及促進事業による職員へ配置するなど、補助金の置き換えは認められない。

(7) 学習・就労支援体制強化事業

貧困の連鎖を断ち切るという観点から、こどもの居場所等で支援しているこどもの将来的な自立に向けた教育や就労に係る支援を状況に応じて切れ目なく行っていく必要があり、市町村が主体となって、地域協議会の設置により教育・福祉の連携や就労支援に向けた地域ぐるみの取組を推し進めるための体制を整備するとともに、こうした体制に基づいて、地域の実情に応じて学習支援や就労のための伴走支援の強化等に係る取組を行う。

2. こどもの貧困対策沖縄県事業

(1) 小規模離島等のこどもの貧困対策推進及び電話・メール等による相談支援体制整備事業

人材の不足や社会資源の制約等により、支援員の配置やこどもの居場所の設置の着手が行えていない小規模離島等自治体を支える取組として、専門職員の派遣等を通じた支援スキームを構築する。

また、電話・メール等を活用した相談支援体制を整備し、支援員による支援を必要とするこどもや保護者が支援にアプローチできる仕組みを構築する。

(ア) 小規模離島等のこどもの貧困対策推進及び電話・メール等による相談支援体制整備事業において実施する内容

- ・学校・民生委員・自治会役員等と連携・協力のもとに、対象となる小規模離島等を1箇所あたり月2回程度訪問し、①実態把握・相談・社会資源へのつなぎ、②把握したニーズに基づくこども支援の拡充（制度利用等の手続き支援、食料等の物資の届け、居場所の立ち上げ支

援等)を行う。

- ・電話・メール等を活用した相談の取組の知見や技術を有する民間団体等に対して、沖縄県が業務を委託(県全体をカバーする団体一箇所を想定)し、民間団体等が電話・メール等の相談対応を行う。
- ・電話・メール等により相談を受けたケースに対しては、必要な情報を提供するとともに、こどもの居場所や市町村など必要な機関又は状況に応じて地域の支援員等に適切につなぐものとする。

(イ) 支援の対象者

小規模離島等のこどもの貧困対策推進事業は、支援員の配置やこどもの居場所の設置の着手が行えていない小規模離島自治体と連携を図りつつ、生活困窮世帯のこども、関係機関等の支援を行うものとする。

電話・メール等による相談支援の対象となる者は、生活困窮世帯のこども及びその保護者とする。

(2) 広域的なこどもの居場所の運営支援事業

ア. 広域的なこどもの居場所の運営支援事業

(ア) 広域的なこどもの居場所の運営支援事業において実施する内容

市町村の区域を超える広域的な範囲を対象とし、安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、こどもに以下の支援の全部又は一部を提供する。なお、利用者が、身体的・心理的理由若しくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると沖縄県又は市町村が判断する場合は、同支援の一部又は全部について、情報通信機器等により支援を実施することができる。ただし、この場合において、情報通信機器等以外の方法で支援を実施しようとする場合は、内閣府と事前に協議するものとする。

① 食事の提供や共同での調理

配食サービスの利用や、食育活動等を通じ施設内で調理を行い実施する食事の提供

② 生活指導

衛生の保持、身の整理整頓、あいさつ、共同での作業などの生活習慣や対人関係の指導

③ 学習支援

④ 就学継続のための支援

高等学校進学後の就学を継続するための総合的な支援

⑤ キャリア形成等支援活動

年に数回程度、高校・専門学校・大学体験ツアーや地元企業等と連携した職場体験、ボランティアが開催するコンサート等への参加などの芸術活動等の体験学習等

(イ) 開所時間

地域の実情に応じて開所することとし、夜間まで開所することも差し支えない。なお、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、こどもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

(ウ) 支援の対象者

生活困窮世帯のこどもを中心とするが、利用するこどもの心情に配慮し、それ以外の者

が一緒に利用しても差し支えない。ただし、中心となるべき利用者はあくまで生活困窮世帯のこどもであることを留意すること。

イ．広域的な拠点型こどもの居場所の運営支援事業

(ア) 広域的な拠点型こどもの居場所の運営支援事業において実施する内容

市町村の区域を超える広域的な範囲を対象とし、安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、一般的な居場所では対応が困難なこども（不登校、ひきこもり、発達障害、非行のこども等）及びその保護者に対し、ソーシャルワークを行うとともに、こどもの状況に応じて、こどもの居場所の運営支援事業で実施する①～⑤の全部又は一部について、手厚い専門的支援に努めるものとする。なお、利用者が、身体的・心理的理由若しくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると沖縄県又は市町村が判断する場合は、同支援の一部又は全部について、情報通信機器等により支援を実施することができる。ただし、この場合において、情報通信機器等以外の方法で支援を実施しようとする場合は、内閣府と事前に協議するものとする。

① ソーシャルワーク（必須）

こどもとその保護者が抱える課題を包括的に理解するアセスメント、社会資源への仲介・調整、支援・援助等。

(イ) 開所時間

地域の実情に応じて開所することとし、夜間まで開所することも差し支えない。なお、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、こどもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

(ロ) 支援の対象者

生活困窮世帯のこどもであって一般的な居場所では対応な困難なこども（不登校、ひきこもり、発達障害、非行のこども等）。

(ハ) 職員の配置

- ・社会福祉士等のソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置する。非常勤も可とするが、勤務体制は事業の目的を踏まえ、適確なソーシャルワークを実施できるものとなるよう留意すること。（必須）

※ 職員が社会福祉士の資格を有しておらず、「社会福祉士等のソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者」に該当するか否かを判断するに際しては、内閣府に事前に協議を行うものとする。

- ・学習支援を行う際は、教員免許又は学習塾での指導経験を有するなど、学習支援に係る専門的知識及び技術を有する者を配置することが望ましい。
- ・中高生を対象に、個別に職業観の醸成や進学・進路相談などのキャリア形成等支援を行う際は、キャリアコンサルタント等のキャリア形成支援に係る専門的知識及び技術を有する者を配置することが望ましい。

ウ．広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業

(ア) 広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業において実施する内容

市町村の区域を超える広域的な範囲を対象とし、安全で清潔な居場所において、管理者の監督の下、若年妊産婦（おおむね 18 歳以下の妊産婦をいう。以下同じ。）に対し、①出産・育児に関する相談・指導、②家計管理に対する助言、③就労のための支援等、安定した生活を営むための自立の支援を行う（必須）とともに、こどもの状況に応じて、こどもの居場所の運営支援事業で実施する①～⑤の全部又は一部について、手厚い専門的支援に努めるものとする。なお、利用者が、身体的・心理的理由若しくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると沖縄県又は市町村が判断する場合は、同支援の一部又は全部について、情報通信機器等により支援を実施することができる。ただし、この場合において、情報通信機器等以外の方法で支援を実施しようとする場合は、内閣府と事前に協議するものとする。

(イ) 開所時間

地域の実情に応じて開所することとし、夜間まで開所することも差し支えない。なお、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、こどもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

(ロ) 支援の対象者

生活困窮世帯のこどもであっておおむね 18 歳以下の若年妊産婦とする。ただし、若年妊産婦の居場所において支援を受けた若年妊産婦が養育する乳幼児がおおむね 3 歳となるまでは、若年妊産婦の年齢にかかわらず、継続して支援を行うことができるものとする。

(ハ) 職員の配置

助産師、保育士、看護師などの母子保健に関する専門的な知識及び技術を有する者を配置する。（必須）

エ. 非常設型若年妊産婦の居場所モデル事業

支援を必要とする若年妊産婦が出現した際、支援対象者に係る各種支援に対応するため、既存の助産院やクリニック、子育て支援センター等を活用し、出産・育児に関する相談・指導、就労のための支援等、安定した生活を営むための自立に向けた支援を行う非常設型の若年妊産婦の居場所をモデル的に設置するための支援を行う。また、非常設型若年妊産婦の居場所の助産師等に対して、福祉や就学・就労等の支援に関する助言やサポート、関係機関との連携体制の構築や支援対象者を居場所へつなぐ役割等を担うアドバイザーを配置する。

なお、開所時間、支援の対象者、職員の配置については、上記「ウ. 広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業」に準ずる。

(3) 支援員・居場所の研修等支援事業

こどもの貧困対策支援員及びこどもの居場所の運営をサポートするため、こどもへの支援や居場所の運営のあり方等について、情報共有・助言を行う支援コーディネーターを配置するとともに、支援員及びこどもの居場所スタッフの養成・技術向上のための研修を行う。

(4) 全居場所の連絡会運営事業

(ア) 居場所の連絡会運営事業において実施する内容

沖縄県内の全てのこどもの居場所を対象に、社会福祉協議会等の中間支援団体等がもつ既

存のネットワーク等を活かしながら、居場所同士、居場所と地域、居場所と企業等を結ぶつながりを強化し各居場所の活動を支えるための包括的なプラットフォームとして連絡会の運営支援を行う。

①連絡会の開催（必須）

居場所、経済団体、関係組織等のネットワーク形成を促進し、課題の共有、解決に向けた意見交換、政策提言等を通じて居場所事業の更なる推進を図る。

②居場所への情報提供

居場所の運営上の工夫、取組事例等の共有。

③居場所からの相談の支援

居場所事業者の運営の充実、運営課題に対応した相談・支援の実施。

④地域における支援の申し出の受付やマッチング

地域の企業等からの支援の申し出に対する窓口の機能を担うとともに、支援を希望することの居場所とのマッチングを行う。

⑤人材育成研修の実施

居場所の運営上の課題を踏まえ、その解決に必要な知識や技術の研修を行う。

(イ) その他

連絡会の参加対象は、本事業によりこどもの居場所事業を行っている者を主たる対象として想定しているが、取組事例の共有や課題の解決を図る上で、本事業以外の財源により取り組んでいる事業者を加えた方が良いと思慮される場合は、当該事業者を連絡会に加えても差し支えない。

(5) ボランティアのコーディネート事業

こどもの貧困対策に関係するボランティアの募集及びボランティアを必要としている機関へのあっせん等を行う。

(6) 事業の成果の分析・評価・普及事業

スクリーニング事業の導入及び展開に関して、県内市町村に対して必要な支援を行うとともに、その導入状況等について分析・評価を行い、好事例や改善すべき点等を明らかにする。

(7) 食支援連携推進事業

①食料品の要望調整

居場所・支援員等と連携し、食料品を必要とする居場所・生活困窮世帯等の要望を取りまとめる。

②食料品の受入調整・調達

企業等からの食料品提供を受け入れ、①で取りまとめた居場所・生活困窮世帯等への配送調整を行う。企業等からの食料品提供が必要量に満たない場合は、沖縄県内外のフードバンク活動団体等と調整の上、食料品の調達を行う。

③食料品の配布・配送

居場所・支援員・配送業者等と連携し、食料品の配布・配送等を行う。

(8) こどもの居場所に係る保健事業

生活困窮世帯のこどもが、より十分な知識を持って自分の将来の人生計画を描けるよう、沖縄県に保健師等を配置し、こどもの居場所等において、こどもの保健に関する教育や相談支援を行う。

(ア) こどもの居場所に係る保健事業において実施する内容

- ・保健師等が、こどもの居場所等において、保健に関する教育や、性に関する悩み等に対する相談支援を行う。
- ・実施年度ごとに、保健師等が行った保健に関する教育の実施結果、相談支援の件数及び相談内容等の実施結果をとりまとめ、内閣府へ提出する。

(イ) 職員の配置

保健師、助産師など保健に関する専門的な知識及び技術を有する者を配置する。

(9) 居場所の運営改善等支援アドバイザー派遣事業

事業全体の効率的な運営という観点から、市町村において、地域の実情に応じたこどもの居場所事業等の実施に当たり、民間団体や地域資源の把握・活用も含めた事業マネジメントを推進していくために、市町村からの要望に応じて、当該市町村との対話による事業運営方針の精査や市町村の方針を踏まえた個々の居場所の運営改善に向けた支援を実施する。市町村の計画的な事業運営方針に則り、必要な支援を検討し、当該市町村及び管内の特定の居場所に対して専門的な知見を持つアドバイザーを派遣し、民間における取組の活用や居場所における新たな付加価値の創出等の様々なノウハウに係る助言を行うなど、居場所における運営上の課題解決に向けた伴走的な支援を行う。

なお、派遣するアドバイザーは、中間支援団体や先進的な居場所運営を実践している実務者、社会福祉士、理学療法士、ファイナンシャルプランナー等各種資格を有する者の他、地元企業の経営者など、専門的な知識・技術又は十分な経験を有する者とする。

3. こどもの貧困対策その他事業

(1) 女性の避妊に係る相談支援事業

沖縄の若年女性が、より十分な知識を持って自分の将来の人生計画を描けるよう、避妊などに悩んでいる女性を対象に、女性の避妊支援に係る経験がある女性相談員による相談支援を行う。

(ア) 女性の避妊に係る相談支援事業において実施する内容

- ・保健所等の関係機関と連携して、事業の周知・広報を行う。
- ・相談方法について、LINEなどのSNSを活用するなど簡単に相談できる体制を整備する。
- ・相談者に対して、必要な助言等を行うとともに、相談内容に応じて、こどもの貧困対策支援員や市町村などの専門機関につなぐ。
- ・相談者に対する避妊具（避妊リング、コンドーム等）の提供については、必要に応じて、保健師などの関係者や医療機関等と連携を図りつつ実施する。
- ・年度末までに、事業の実施内容のとりまとめを行い、内閣府へ報告する。

(イ) 支援の対象者

主として生活困窮世帯の若年女性とする。

(ウ) 職員の配置

女性の避妊支援に関する専門的な知識及び技術を有する者を配置する。非常勤も可とするが、勤務体制は事業の目的を踏まえ、適確なソーシャルワークを実施できるよう留意すること。

(エ) 実施主体

女性相談員による女性の避妊に係る相談支援の実績があり、保健所等の関係機関との協力体制を構築している団体とする。

第5 事業費を積算する際の基準

本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

- ① 支援員及び居場所のスタッフ等、本事業において支払う報酬の額については、原則として各市町村における会計基準に基づき設定すること。ただし、人材の確保、他の職員との比較、継続的な取組み等やむを得ない事情がある場合は、報酬の額を実態に即し適切に設定することは妨げない。
- ② 個別の支援に関与しない監督者（支援員の勤務時間の管理等を行う者）や事務員に係る報酬は補助の対象としない。なお、監督者であっても、他の支援員に対して個別の支援に関する指導・助言を主に行う場合は補助の対象とする。
- ③ 支援員及び居場所のスタッフ等が、本事業において実施される研修や協議会等に参加するため旅費については、こどもの貧困対策支援員配置事業の補助の対象とする。
- ④ 本事業を委託する場合は、原則として県市町村における会計基準に基づき経費を見積もり、委託事業者における経費の支出に関しては適切に指導・管理を行うこと。
- ⑤ 地域の活動等との連携事業において、習い事（空手、琉球三線等）や地域の体験活動（キャンプ、自然教室等）に要する経費について、体験活動や習い事等の種類は、こども1人につき1種類、週1回程度を目安とし、その費用は対象者1人につき月額1万円を上限とする。また、習い事又は体験活動を実施する際に必要不可欠な道具又はユニフォーム等の関連費用については、本事業の趣旨に鑑み、可能な限り体験活動等の実施主体から生徒に無償提供又は無償貸与してもらうよう努め、やむを得ない事情がある場合は、月額1万円に体験活動等の実施月数を乗じた額から月謝・参加費等を控除した額を上限に、対象としても差し支えない。

⑥ 居場所の共同使用

既に拠点型又は若年妊産婦の居場所の運営を始めている自治体（以下「既に実施している自治体」という。）と拠点型又は若年妊産婦の居場所を設置しておらず、今後、既に実施している自治体の拠点型又は若年妊産婦の居場所の利用を希望する隣接の自治体（以下「今後利用を希望する自治体」という。）との間で、次に掲げる措置を講じた際は、今後利用を希望する自治体の利用者が既に実施している自治体の拠点型又は若年妊産婦の居場所を利用できることとする。

- ・ 既に実施している自治体と今後利用を希望する自治体、拠点型又は若年妊産婦の居場所事業者の間で、居場所の利用状況や運営体制の状況等を踏まえ、事前に受け入れが可能かど

うかを調整するなど、必要な調整を行うこと。

- ・経費処理については、利用実績等の合理的な算出方法により、既に実施している自治体と今後利用を希望する自治体との間で費用按分を行うとともに、これに関する諸帳簿の整備をすること。

第6 補助対象経費の詳細

補助の対象となる経費の詳細については以下のとおりとする。なお、各事業において対象となる経費が異なるので交付要綱「別記」を確認すること。

1. 諸手当

沖縄こどもの貧困緊急対策事業の実施に当たり雇用された職員の通勤手当。

※ 扶養手当、地域手当、住居手当、資格手当、役職手当、時間外手当（超過勤務手当）などは含まれない。

2. 諸謝金

沖縄こどもの貧困緊急対策事業の実施に当たり雇用された職員の報酬及び委嘱された者又は協力者に対する謝金。

3. 旅 費

沖縄こどもの貧困緊急対策事業に従事する自治体職員や沖縄こどもの貧困緊急対策事業の実施に当たり雇用された職員が沖縄こどもの貧困緊急対策事業を効果的に実施するために必要であると県又は市町村が認める研修や協議会等に出席するため、または、キャリア形成支援等（課外活動）を行うために必要な経費。

4. 庁 費

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費及び食糧費。補助の対象となる事業は以下のとおり。

《こどもの貧困対策市町村事業》

事業名	対象庁費の科目
1. こどもの貧困対策支援員事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
2. こどもの居場所の運営支援事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費、食糧費
3. 地域の連携協議会運営事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費
4. 居場所の連絡会運営事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
5. 地域の体験活動等との連携事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
6. スクリーニング普及促進事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費

7. 学習・就労支援体制強化事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費、食糧費
------------------	--

《こどもの貧困対策沖縄県事業》

事業名	対象庁費の科目
1. 小規模離島等のこどもの貧困対策推進及び電話・メール等による相談支援体制整備事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費、食糧費
2. 広域的なこどもの居場所の運営支援事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費、食糧費
3. 支援員・居場所の研修等支援事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
4. 全居場所の連絡会運営事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
5. ボランティアのコーディネート事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
6. 事業の成果の分析・評価・普及事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費
7. 食支援連携推進事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
8. こどもの居場所に係る保健事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費
9. 居場所の運営改善等支援アドバイザー派遣事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費

《こどもの貧困対策その他事業》

事業名	対象庁費の科目
1. 女性の避妊に係る相談支援事業	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料、子ども・子育て拠出金、雑役務費、燃料費、食糧費

5. 委託費

本事業の実施を他者へ委託するための経費。

6. 補助金

本事業を実施しようとする者に財政上の援助を与える経費。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この決定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和5年6月2日から適用する。

附 則

この決定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和8年4月1日から適用する。